

# 協 定 書

一般社団法人日本港運協会港湾荷役事業経営者協議会と港湾荷役事業関係労働組合協議会は、2019年度における「賃金値上げ並びに労働諸条件の改善」について下記の通り協定する。

## 記

### 1. 賃金について

- (1) 基準内賃上げについて、個別労使がすでに交渉終了し、合意したことを確認する。これをもって、港荷労使は妥結したものとする。
- (2) 実施日は2019年4月1日とする。
- (3) 一時金について、港間、企業間格差が生じている実態のもとで、一律の年間協定及び年間支給額を基準内月額賃金の6ヶ月分に引き上げることは困難であるが、一時金のあり方等について、引き続き各港・各企業労使で協議する。
- (4) 所定外労働割増の問題については、中央産別協議に沿った形で対応する。
- (5) 定期昇給問題については、引き続き専門委員会で協議する。

### 2. 適正作業料金の収受について

適正な作業料金の収受について、各港・各企業で最大限努力する。

### 3. 働き方に関する産別労働協約の完全履行について

中央産別協定と密接な関係にあるので、これに沿って対応する。

### 4. 雇用・職域の確保・拡大策の確立

雇用・職域の確保・拡大策の確立については、中央産別協定に沿って対応する。なお、詳細については、引き続き専門委員会で協議する。

### 5. 定年延長について

定年延長については、2020年4月1日より62歳とする。ただし、その具体的方法等詳細については、各企業労使の協議とする。

6. 退職金の引き上げについて

退職金の改定については、引き続き専門委員会で協議する。

7. 労働安全、衛生の確保と確立について

(1) 強行荷役については、2013年4月3日付協定書の順守について最大限努力する。

なお、労働安全、衛生の確保と確立の問題については、引き続き専門委員会で協議する。

(2) 熱中症対策を含めた天候災害対策については、専門委員会で協議する。

なお、中央産別協議で具体的内容が確認された場合は、それに沿って協議する。

2019年5月9日

一般社団法人 日本港運協会  
港湾荷役事業協議会

議長

鶴



港湾荷役事業労働組合協議会

議長

